

## 労働委員会委員による専門労働相談のご案内

労働委員会では、毎月1回、労働委員会委員（弁護士、大学教授、労働組合役員、会社役員など）による専門労働相談を無料で実施しています。職場のトラブルを労働問題の専門家に相談してみませんか。秘密厳守ですのでお気軽にご相談ください。

労働条件の変更、退職や解雇、パワーハラスメント防止措置など、使用者からのご相談にも応じています。

<b>場 所</b>	香川県労働委員会事務局
<b>対 象 者</b>	県内の事業所にお勤めの労働者又は県内の事業所の事業主
<b>申し込み</b>	相談日の前日の午前中までに事前予約をお願いします。
<b>相 談 日</b>	令和4年3月22日(火)、4月12日(火)、5月24日(火)
<b>相 談 時 間</b>	13時から13時40分

▶問い合わせ先  
**香川県労働委員会事務局** 高松市番町4-1-10 香川県庁東館3階  
 TEL 087-832-3723 FAX 087-806-0226 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/roui/>



## 暮らしの中に生きる 正しい計量

令和4年度のはかりの定期検査（5月～11月）が始まります。5月は、綾川町、三木町、直島町において、次の日程で行います。検査が必要な方は、お近くの会場で受検して下さい。

### ●綾川町

検査日	検査時間	検査場所
5月9日(月)	10:00～15:00	綾川町役場綾上支所
5月10日(火)		綾川町役場
5月11日(水)		
5月12日(木)		

### ●三木町

検査日	検査時間	検査場所
5月16日(月)	10:00～15:00	三木町農村環境改善センター
5月17日(火)		

### ●直島町

検査日	検査時間	検査場所
5月19日(木)	11:20～13:50	直島町浄化センター

問い合わせ先／**香川県計量検定所** TEL:087-881-2517  
 e-mail:kagawa-keiryuu@pref.kagawa.lg.jp

### 協会けんぽ 香川支部 保険料率の改定について お知らせ

健康保険料率 10.28% → **10.34%**  
 介護保険料率(40～64歳) 1.80% → **1.64%**  
(全国一律)

令和4年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります

健診受診 保健指導の活用 健康経営<sup>®</sup>  
 ↓ ↓ ↓  
**保険料率の引き下げにつながります**

全国健康保険協会 香川支部  
 協会けんぽ  
 〒760-8564 高松市御油町3番三友ビル  
 お問い合わせ TEL:087-811-0570(代表)  
<受付時間>平日8:30～17:15  
<https://www.youkaikenpo.or.jp>

## ～高松法務局からのお知らせ～ 「実質的支配者リスト制度」が始まりました!

令和4年1月31日スタート!

法人を悪用したマネー・ロンダリングを防止するため、実質的支配者リスト制度が創設されました。金融機関等から提出が求められた場合は、高松法務局にお問合せください。

### 1 制度の概要

本制度は、株式会社（特例有限会社を含む。）が、自社が作成した実質的支配者リスト（※）について、所定の添付書面とともに提出することにより、商業登記所（法務局）の登記官に対し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができる制度です。

なお、本制度は無料で御利用いただけます。また、郵送による申出も可能です。

（※）実質的支配者リスト（実質的支配者情報一覧）とは、実質的支配者（Beneficial Owner。以下「BO」といいます。）について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいいます。

### 2 利用することができる法人

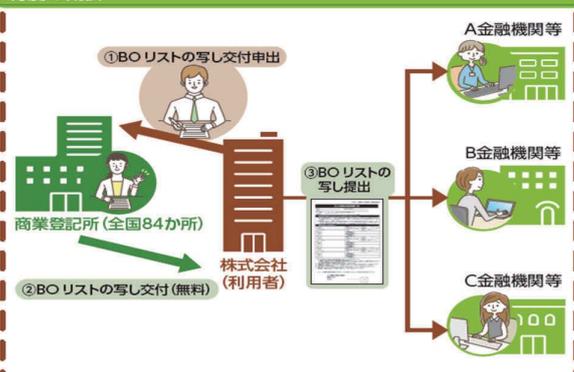
本制度を利用することができる法人は、資本多数決法人である株式会社（特例有限会社を含む。）です。

詳しくは法務省のホームページへ

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)  
 お問い合わせ先 高松法務局 087-821-6191(代)



### 制度の概要



### 申出の対象となるBO

以下の①及び②が対象となります。

